

Client Alert

2019年7月号 (Vol.67)

1. はじめに
2. 知的財産法：知財高裁、大合議判決において特許権侵害に基づく損害額の算定基準に関する解釈を明示
3. 競争法 / 独禁法：改正独占禁止法の成立・公布
4. エネルギー・インフラ：太陽光発電に環境アセスメント手続（法アセス）が導入される
5. 労働法：厚労省、「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表
6. 会社法：経済産業省、「持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方および企業会計・開示に関する調査研究報告書」を公表
7. 危機管理：『グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針』の策定と有事対応に与える影響
8. 危機管理：韓国向け輸出管理の見直しと日本企業に与える影響
9. 一般民事・債権管理：ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新しい運用の開始について
10. M&A：海外M&AにおいてCFO・法務担当役員・社外取締役に期待される役割
11. ファイナンス・ディスクロージャー：監視委、不公正取引に関する課徴金事例集を公表
12. 税務：東京高裁、みなし配当の計算に係る政令の規定を一部無効とした地裁判決を維持
13. 中国・アジア（インドネシア）：公開会社における第三者割当増資手続に関する法令改正
14. 新興国（アフリカ）：アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）設立協定の発効
15. 国際訴訟・仲裁：韓国における投資仲裁の最新動向

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2019年7月号 (Vol.67) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：知財高裁、大合議判決において特許権侵害に基づく損害額の算定基準に関する解釈を明示

知的財産高等裁判所（「知財高裁」）は、2019年6月7日、化粧品の特許権侵害に基づく損害額が争われた大合議事件において判決を言い渡しました。なお、大合議事件に

Client Alert

指定されたのは本件が 13 件目となります。大合議判決では、以下の点に関する解釈が示されました。

特許法 102 条 2 項所定の侵害行為により侵害者が受けた利益の額について

- ✓ 当該利益の額とは、原則として侵害者が得た利益全額であって、このような利益全額について同項による推定が及ぶこと
- ✓ 当該利益の額は、侵害者の侵害品の売上高から、侵害者において侵害品を製造販売することによりその製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費を控除した限界利益の額であり、その主張立証責任は特許権者側にあること

特許法 102 条 2 項の推定覆滅事由について

- ✓ 特許法 102 条 1 項但書の事情と同様に、侵害者が主張立証責任を負うものであり、侵害者が得た利益と特許権者が受けた損害との相当因果関係を阻害する事情、例えば、特許権者と侵害者の業務態様等に相違が存在すること(市場の非同一性)、市場における競合品の存在、侵害者の営業努力(ブランド力、宣伝広告)、侵害品の性能(機能、デザイン等特許発明以外の特徴)などの事情がこれに当たること

特許法 102 条 3 項所定の受けるべき金銭の額について

- ✓ 特許法 102 条 3 項による損害は、原則として、侵害品の売上高を基準とし、そこに、実施に対し受けるべき料率を乗じて算定すべきであること
- ✓ 特許法 102 条 3 項による損害を算定する基礎となる実施に対し受けるべき料率は、当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、特許権者と侵害者との競争関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきであること

上記判決は、特許権侵害に関する損害額の算定基準に関して解釈上争いのあった点について、知財高裁の見解を具体的に明らかにしたものであり、今後の特許権侵害に基づく損害額の算定において参考となるものといえます。

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

Client Alert

3. 競争法 / 独禁法：改正独占禁止法の成立・公布

2019年6月19日、課徴金制度の見直し等を内容とする独占禁止法の改正法が成立し、同月26日に公布されました。改正法は、課徴金減免制度の改正、課徴金の算定方法の見直し、罰則規定の見直し等を内容とするものであり、その概要は、改正法案についてお知らせした[本レター第64号](#)をご参照ください。

改正法の施行日は、一部の規定を除き、公布日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内で政令で定める日とされています。施行に当たっては、新たな課徴金減免制度において導入される、公取委への調査協力に応じて課徴金が減額される仕組み（調査協力減算制度）の運用に係るガイドラインや、事業者に対する手続保障の観点から導入される、いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権の導入に係る公取委規則やガイドライン等の整備が予定されています。改正法に基づく新しい課徴金制度の実務は、これらガイドライン等によって明らかになる部分が大きいと見られ、今後の公取委の作業を注視する必要があります。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：太陽光発電に環境アセスメント手続（法アセス）が導入される

太陽光発電設備は、これまで環境影響評価法（「法」）に基づく環境アセスメント手続（「法アセス」）の対象外とされてきていましたが、現在、一定規模以上の太陽光発電設備の建設に際して法アセスを要求する内容で、法施行令の改正（「本改正」）が予定されています。

具体的には、出力が40MW以上であれば「第一種事業」となり法アセスが必要です。出力が30MW以上40MW未満であれば「第二種事業」として、監督官庁が必要であると判断した場合に限り法アセスが必要となります（出力については、交流で判断されます。）。

2019年7月2日、本改正に係るパブリックコメントの結果が公表され¹、本改正の施行日は2020年4月1日となることがほぼ確定となりました。したがって、現在開発中の太陽光発電案件については、2020年4月1日以前に電気事業法上の工事計画届出がなされていれば、本改正の適用はなく（法54条1項。但し、施行日以降に出力が10%以上増加せず、また従前の対象事業区域から300メートル以上離れた区域を新たな事業対象区域としないことが条件）、法アセスは要求されない一方、施行日時点で工事計画

¹ <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195190009&Mode=2>

Client Alert

届出が提出されていない案件については、上記の規模要件に該当する場合には法アセス手続が必要となります。

また、本改正と関連し、再エネ特措法施行規則・調達価格等告示の改正に係るパブリックコメントが募集されています²（意見募集期間：2019年7月10日まで）。主な内容は以下のとおりです。特に、(ii)、(iii)については、2018年12月5日に公表された未稼働事業用太陽光発電案件における新ルールの対象となる案件との関係で、留意が必要です。

- (i) 2017年4月1日以降に認定を受けた案件であって、法アセス対象となる太陽光発電事業の運転開始期限は、事業計画認定の日から5年とする
- (ii) 2015年3月31日以前に旧認定を受け、2016年7月31日以前に接続契約が締結された案件であって、法アセスの対象となる太陽光発電事業の運転開始期限は、2020年12月31日と、最初の系統連系工事着工申込み受領日から1年後の日のいずれか遅い日とする
- (iii) 2015年4月1日から2016年3月31日までの間に旧認定を受け、2016年7月31日以前に接続契約が締結された案件であって、法アセスの対象となる太陽光発電事業の運転開始期限は、最初の系統連系工事着工申込みの受領が2020年3月31日までになされた場合には2021年3月31日とし、当該受領が2020年4月1日以降となった場合には、受領日の1年後の日とする
- (iv) 法アセスの対象となる太陽光発電事業につき、系統連系着工申込みの要件として、「法アセスに係る評価書の公告及び縦覧が終了していること」を加える

法アセスの要否は案件のスケジュールを大きく左右しますので、現在開発中・検討中の太陽光発電案件に関与する事業者は、本改正の適用の有無、適用がある場合のインパクトの大きさ等につき慎重に検討する必要があります。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

アソシエイト 久保 圭吾

☎ 03-6266-8975

✉ keigo.kubo@mhm-global.com

² <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620119022&Mode=0>

Client Alert

5. 労働法：厚生労働省、「平成 30 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表

2019 年 6 月 26 日、厚生労働省は「平成 30 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しました³。現在、国が提供する個別労働紛争解決制度として、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談、都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの各個別労働紛争解決制度があります。本資料は、ないし の各紛争解決制度の利用状況や相談等の内容の内訳を示したものであり、直近の個別労働紛争の実態を知るうえで有用な資料となっています。

まず、上記各制度の利用件数は、いずれも前年度より増加しました。中でも利用者が多いのは の総合労働相談ですが、当該制度の相談件数は 111 万 7,983 件で、11 年連続で 100 万件を超えており、依然として高止まりの状態が続いています。

また、相談等の内容の内訳については、いずれの制度においても、「いじめ・嫌がらせ」が最も多くなり、いずれの制度でも過去最高の件数となりました。具体的には、のうち民事上の個別労働紛争の相談件数（法制度の相談や、労基署による指導が馴染む労基法等の強行法規違反に係る相談を除いたもの）では、8 万 2,797 件（前年度比 14.9% 増） の申出数では 2,599 件（同 15.6% 増） の申請では 1,808 件（同 18.2% 増）となっており、いずれの制度でも前年度比 15% を超える高い伸びを示しています。

前号（66 号）では、パワーハラスメント防止措置義務を規定した労働施策総合推進法の成立についてお知らせしましたが、上記のとおり、行政機関の紛争解決制度の利用状況の観点から見ても、ハラスメントに関する労使紛争が非常に大きな問題となっていることがうかがえます。

なお、2019 年 6 月 10 日から 21 日まで開催された第 108 回 ILO 総会において、職場での暴力やハラスメントを全面的に禁止する初の国際条約が採択される⁴等、国際的にもハラスメント禁止の流れが強まっており、同条約への批准次第では、罰則の適用を含めて更なる法改正が行われる可能性があります。

以上の状況に鑑みますと、ハラスメントに関する動向について引き続き注意を向ける必要があります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 南谷 健太

☎ 03-6266-8540

✉ kenta.minamitani@mhm-global.com

³ https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00001.html

⁴ https://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/108/media-centre/news/WCMS_711321/lang-en/index.htm

Client Alert

6. 会社法：経済産業省、「持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方および企業会計・開示に関する調査研究報告書」を公表

経済産業省は、2019年6月21日、「持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方および企業会計・開示に関する調査研究報告書」（「本報告書」）を公表しました。本報告書では、経済産業省の委託事業として実施された事業報告及び計算書類（「事業報告等」）と有価証券報告書（「有報」）の一体的開示に関する実証研究の成果等がまとめられています。

一体的開示とは、会社法上の開示書類である事業報告等と、金融商品取引法上の開示書類である有報との記載内容の共通化・合理化を図る仕組みですが、実施方法として、書類のまとめ方と提出タイミング（提出を定時株主総会の招集通知発送期限までとするか、有報の提出期限までとするか。）の組み合わせにより、「一体の書類として同時提出」、「一体の書類として段階的に提出」、「2つの書類として同時提出」、「2つの書類として段階的に提出」の4パターンが考えられ、本報告書では、パターンごとに、現行制度と比較した利点や問題点の洗い出しを行っています。

その結果、事業報告等をベースとする一体の書類を作成し、招集通知発送期限までに同時提出を行う場合、事業報告等よりも有報の情報量の方が圧倒的に多いことから、有報独自の記載項目をそのまま事業報告等を含めると重要な情報が埋没し、株主にとって却って読みにくい記載となるため、有報独自の記載項目については、ファクトブック等の別冊として提供する工夫が必要であるとの指摘がなされました。また、各パターン共通の課題として、一体的開示書類の作成の基礎となる類似・関連する用語や記載内容の共通化について、どの程度取り組みが進んでいるかは企業ごとにばらつきがあるところ、用語や記載内容の共通化が十分に進んでいない企業では、効率的な一体的開示書類の作成が難しいといった事実が明らかにされました。

本報告書では、これらの検証結果を踏まえ、経済産業省が2017年5月に公表した「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス - ESG・非財務情報と無形資産投資 -」（いわゆる、「価値協創ガイダンス」）を活用し、各企業が開示書類の作成における企業と投資家の「共通言語」の充実化を図ることや、実務上開示書類の作成において大きな役割を果たしているディスクロージャー支援企業との連携を強化していくことが、一体的開示の促進のために必要であるとの提言がなされています。

一体的開示については、直ちに制度改革が行われる見込みはなく、もっぱら実務上の工夫に委ねられていることが現状であるものの、企業と投資家の建設的な対話の促進の観点から活発な議論がなされている論点であり、法定開示書類の内容に関わるものであることから、各企業はその動向を引き続き注目するだけでなく、法務を中心とした専門家によるレビューの活用等も検討していくことが期待されます。

Client Alert

< 参考資料 >

経済産業省：「持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方および企業会計・開示に関する調査研究報告書」(2019年6月21日)

https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/H30FY/000197.pdf

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理 : 『グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針』の策定と有事対応に与える影響

経済産業省は、2019年6月28日に「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」(「本ガイドライン」)を策定・公表しました。

本ガイドラインにおける、「グループ経営における有事対応の在り方」については、経済産業省が2019年5月8日に公表した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(仮)の案」(「本ガイドライン案」)から若干のアップデートがなされていますが、基本的には本ガイドライン案から大きな変更はなされていません(有事対応の在り方に関して注目される事項については、本レター2019年5月号(Vol.65)をご参照ください⁵)。

他方で、本ガイドラインでは、新たに企業アンケート結果が追加されており、グループ経営における有事対応の在り方の項目においても、「子会社不祥事が発生した際の親会社の対応方針」に関するアンケート結果が記載されています。当該アンケート結果によれば、多くの企業において、子会社不祥事が発生した場合、親会社の経営陣又は監査役等に対して即座に報告されることは取り決められているものの、当該子会社不祥事に対して親会社の対応方針を定めたり社外役員の役割を明確にしている企業は少ないことがうかがえます。

不祥事の発生防止に努めることも重要ですが、近年は、子会社における不祥事により、親会社、ひいてはグループ全体のレピュテーションが毀損されたり、連結業績への重大な影響が生じる事案が相当数発生しているため、万が一の際に備え、本ガイドラインも参考に、子会社不祥事が発生した際の対応方針を定めておくこともまた肝要であるといえます。

本ガイドラインは、グループガバナンスの実効性を確保するために一般的に有意義と考えられるベストプラクティスを示すものであり、本ガイドラインに沿った対応を行わ

⁵ <http://www.mhmiapan.com/content/files/00036661/20190515-043137.pdf>

Client Alert

なかったからといって、取締役等の善管注意義務違反を構成するわけではないものの、「本ガイドラインに沿った対応を行った場合には、他に特段の事情がない限り、通常は善管注意義務を十分に果たしていると評価されるであろうと考えられる。」と述べられていることから、有事対応に際しても一定のメルクマールになるものと考えられます。

本ガイドラインにおける上記のアンケート結果は、有事対応における一側面であり、例えば、本ガイドラインを参考に、自社において整備が不十分と思われる事項を洗い出すことは、不祥事によるレピュテーションへのダメージを最小化し、早期の信頼回復を図る体制整備のために有用な作業といえます。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

アソシエイト 村田 昇洋

☎ 03-6266-8558

✉ shoyo.murata@mhm-global.com

8. 危機管理 : 韓国向け輸出管理の見直しと日本企業に与える影響

2019年7月1日、経済産業省は「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」と題するニュースリリースを出し、外国為替及び外国貿易法（「外為法」）に基づく輸出管理を適切に実施する観点から、大韓民国（「韓国」）向けの輸出について厳格な制度の運用を行う旨を発表しました。

同ニュースリリースで発表された主な内容は以下の2点です。

いわゆるホワイト国からの削除

外為法輸出貿易管理令別表第3の国（いわゆるホワイト国）から韓国を削除するための政令改正がパブリックコメントにかけられました。パブリックコメントは7月24日まで実施され、政令の改正が公布されてから21日を経過した日から施行される予定です。

外為法は、一定の輸出や技術移転について、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならないとしており、その内容としては、武器、兵器の開発等に用いられるおそれの高い貨物や役務を列挙して規制する「リスト規制」と、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造等に用いられるおそれがある貨物や役務を一定の要件のもとで広く対象とする「キャッチオール規制」の二種類の規制に大別されます。

ホワイト国に指定されている国の場合、上記のうち、キャッチオール規制は適用除外となり、また、大臣の許可を得る場合に一定の包括的な許可を取得することが認められていますが、韓国がホワイト国の指定から削除される場合、韓国向けの輸出・技

Client Alert

術移転においてもキャッチオール規制の該当性についても判断する必要が生じるとともに、包括許可の利用ができなくなります。これに伴い、韓国向けの輸出・技術移転を行っている企業は、事業・生産スケジュールや契約条件の見直し等が必要になる可能性があります。

特定 3 品目の韓国向け輸出・技術移転に関する包括許可の適用除外

経済産業省の通達を改正し、2019年7月4日からフッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素（「特定 3 品目」）の韓国向け輸出・技術移転について、包括輸出許可制度の対象から外し、個別に輸出許可申請を求め、輸出審査を行うこととされました。

これにより、特定 3 品目について包括許可を根拠とする輸出・技術移転ができなくなり個別許可が求められることで、輸出管理に影響が生じ、事業・生産スケジュール等に影響を与えることとなります。

これらの改正は、必ずしも特定 3 品目を含む韓国向けの輸出・技術移転を禁止するものではありませんが、輸出審査の実務がどのように行われるのか等実務には先行き不透明な点も多くあります。また、韓国側が対応措置等の実施を検討している旨の報道等もなされており、今後の日本・韓国間の輸出貿易管理に大きな影響が出る可能性があるため、動向に十分留意し、迅速に対応することが必要となります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

アソシエイト 大川 信太郎

☎ 03-6213-8150

✉ shintaro.okawa@mhm-global.com

9. 一般民事・債権管理：ウェブ会議等の IT ツールを活用した争点整理の新しい運用の開始について

2019年6月5日、最高裁は、裁判所ホームページに「ウェブ会議等の IT ツールを活用した争点整理の新しい運用の開始について」という記事を掲載しました。

http://www.courts.go.jp/about/topics/webmeeting_2019/index.html

その内容は、2020年2月頃から知的財産高裁、東京地裁、大阪地裁等の各本庁の各部又はその一部において、また、2020年5月頃から横浜地裁、さいたま地裁、千葉地裁等の各本庁の各部において、民事訴訟手続の IT 化においてウェブ会議等の IT ツールを活用した争点整理の新しい運用を開始するというものです。

国によって程度は違いがあるものの、欧米諸国等ではオンラインでの書面や証拠の提出等が可能とされる等、裁判手続等の IT 化が進んでいます。日本の民事訴訟については、オンラインでの訴え提起等は出来ず、また、電話会議システムやテレビ会議システ

Client Alert

ムの利用は限定的である等、訴訟における IT ツールの活用は必ずしも進んでいない状況ですが、政府や裁判所内でその検討や準備が進められています。

2019年5月31日開催の「裁判手続等のIT化検討会」の配布資料によれば、裁判手続等のIT化のプロセスとして、フェーズ1として、2019年度から、現行法のもとのウェブ会議・テレビ会議等の運用の開始、フェーズ2として、2022年度頃から、新法のもとの弁論・争点整理等の運用の開始、フェーズ3として、2023年度頃までに、オンラインでの申立等の運用の開始等について検討・準備が進められています。上記したウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新しい運用は、このフェーズ1の段階に該当するものと考えられます。

裁判手続等のIT化は、政府や裁判所が引き続き検討を行っているところですが、企業の訴訟の準備のあり方や進め方等にも影響を及ぼすことになるため、今般の現行法のもとの運用の変更を始め、今後もその動きを注視していくことが必要です。

パートナー 横田 真一郎
☎ 03-6212-8365
✉ shinichiro.yokota@mhm-global.com
アソシエイト 川端 健太
☎ 03-6266-8743
✉ kenta.kawabata@mhm-global.com

10. M&A：海外 M&A において CFO・法務担当役員・社外取締役に期待される役割

2019年6月17日、経済産業省は、同省が2018年3月に策定した「海外 M&A を経営に活用する 9 つの行動」を踏まえ、特に CFO・法務担当役員・社外取締役に焦点を当て、各ポジションの職責や専門性に応じて海外 M&A の実行において期待される役割についてより具体化・明確化した「別冊編」を作成しました。

CFO・法務担当役員・社外取締役は、執行側とそれを監督する側という差異はあるものの、中長期的な企業価値の向上にコミットし、海外 M&A に伴うリスクの精査や対処を含む建設的な役割を果たすことが期待されています。「別冊編」の作成は、海外 M&A に取り組む日本企業において過去に CFO や法務担当役員を務め又は社外取締役を務めている方々等の有識者からのヒアリングを元に作成されています。

「別冊編」においては、例えば CFO には「数字ばかりを追い、事業の現場感覚を失っていないか。」、法務担当役員には「外部アドバイザーの主体的な活用を意識しているか。」、社外取締役には「自らに情報が集まるようになっているか。」といった、各役割に応じて期待される役割が明確化されているほか、各有識者の実際の M&A 経験に裏付けられた具体例も「現場の声」として集約されています。

現在進行形で海外 M&A に取り組んでいる企業が、これらの具体例をきっかけに社内での議論を活性化し、海外 M&A の成功につながる契機となることが期待されています。

Client Alert

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 加藤 瑛子
☎ 03-5220-1861
✉ eiko.kato@mhm-global.com

11. ファイナンス・ディスクロージャー：監視委、不公正取引に関する課徴金事例集を公表

2019年6月20日、証券取引等監視委員会は、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」を公表しました（「本事例集」）。これは、証券取引等監視委員会が、2018年4月から2019年3月までの間に、金融商品取引法違反となる不公正取引に関し課徴金納付命令の勧告を行った事案の概要を取りまとめ、事例として紹介したものです。

本事例集では、2018年度のインサイダー取引規制違反の摘発事例について、M&A、TOB、業績予想修正を重要事実とする事例の割合が多くなっており、また、初めて事業譲渡・会社分割を重要事実として立件された事案がある旨報告されました。かかるM&Aに関する重要事実等を決定する過程においては、社内における検討だけでなく、社外のような関係者との契約締結・交渉を伴う場合が多く、重要事実等の決定から公表までの期間が長期化する傾向があるため、より一層の情報管理が必要であると考えられます。

また、本事例集においては、2018年度の摘発事例における会社のインサイダー取引管理態勢についても取りまとめられており、内部のインサイダー取引防止規程において、取引推奨規制についての記載がない会社やパスワード設定や保管場所等物理的な情報管理に問題のある会社が散見されたと指摘されています。かかる指摘も踏まえて、各上場会社においては、内部規程や情報管理態勢を適宜見直す必要があると考えられます。

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

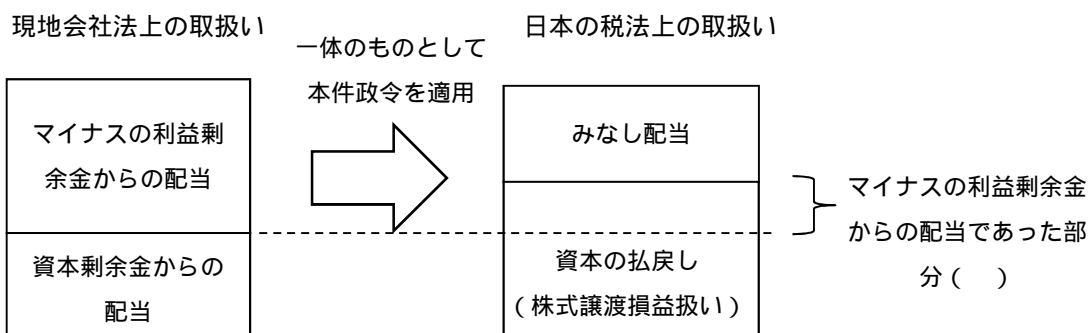
アソシエイト 森田 理早
☎ 03-6213-8124
✉ risa.morita@mhm-global.com

Client Alert

12. 税務：東京高裁、みなし配当の計算に係る政令の規定を一部無効とした地裁判決を維持

東京高裁は、2019年5月29日、みなし配当の計算方法について規定する法人税法施行令23条1項3号(現4号)(「本件政令」)の一部を無効とした地裁判決(東京地判平29年12月6日。なお、当該地裁判決の詳細は下記参考資料のTAX LAW NEWSLETTER 2018年7月号Vol.31をご参照ください。)について、国側の控訴を棄却し、当該地裁判決の結論を維持しました。

本件では、デラウェア州 LLC が、内国法人に対して、資本剰余金の払戻しとして1億米ドルを、マイナスの利益剰余金からの配当として約5億米ドルを、それぞれ支払う旨を同日付で決議した事案です(なお、当該 LLC は利益剰余金がマイナスであったものの、米国法上は利益剰余金を原資として配当することが可能であったようです。)このような場合には一定額のみなし配当が生じるところ、国は及びの配当を一体のものとして本件法令を適用して更正処分を行った結果、(利益剰余金がマイナスであったために)本来は剰余金の配当として扱われるべき部分(下図の()部分)まで株式譲渡損益として扱われることとなり、納税者が当該更正処分の取消しを求めた事案です。



地裁判決は、及びの配当を一体として扱うことの是非について明示的な判断を避けつつ、利益剰余金を原資とする配当が譲渡損益として扱われてしまう部分について違法、無効であると判断しました。これに対し東京高裁は、原則として及びの配当は別個の配当として認識すべきであるとしつつ、例外的に一体として捉えるべき場合でも、地裁判決と同様、利益剰余金を原資とする配当が株式譲渡損益として扱われる部分について本件政令は違法、無効となると判断しました。

国側は上記東京高裁の判決に対して上告受理申立てを行っているようであり、最高裁がどのように判断するかが注目されます。

< 参考資料 >

TAX LAW NEWSLETTER 2018年7月号「最新事例解説 みなし配当の計算を規定する法人税法施行令の定めを一部無効とした裁判例(東京地裁平成29年12月6日判決)」

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00031854/20180803-011323.pdf>

Client Alert

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 安部 慶彦
☎ 03-6213-8161
✉ yoshihiko.abe@mhm-global.com

アソシエイト 緒方 航
☎ 03-5220-1838
✉ ko.ogata@mhm-global.com

13. 中国・アジア（インドネシア）：公開会社における第三者割当増資手続に関する法令改正

インドネシア金融庁（OJK）は、2019年4月30日に、OJK規則2015年32号（「旧規則」）を改正するOJK規則2019年14号（「本規則」）を公布しました。本規則は、公布日から施行されています。

インドネシアでは、公開会社（300以上の株主を有し、かつ、30億ルピア（現在の為替レートで約2,270万円）以上の払込資本を有する会社又は株式の公募を行う会社。日本でいう大会社及び上場会社に相当する会社類型の双方を包含する概念）において増資を行う場合には、原則として「ライツ・イシュー」と呼ばれる手続（詳細は割愛しますが、日本におけるライツ・イシュー手続に相当するもの）を経る必要があります。しかし、最大10%までの増資であれば、株主総会決議を経ること等を条件に、ライツ・イシューの手続を経ることなく第三者割当増資を行うことが可能です。

本規則は、ライツ・イシューの手続によらない第三者割当増資に関する手続を定めるものですが、旧規則に比べて、手続要件が厳格化されています。具体的には、旧規則においては、第三者割当増資のための株主総会決議の要件は、以下のとおりとされていました。

(a) 授權資本（株主が会社に対して発行することを授權した資本）内での増資の場合

定足数：総議決権の2分の1を超える株式を有する株主の出席

決議要件：出席株主の議決権の2分の1を超える賛成

(b) 授權資本を超える増資の場合

定足数：総議決権の3分の2を超える株式を有する株主の出席

決議要件：出席株主の議決権の3分の2を超える賛成

これに対して、新規則では、株主総会の定足数及び決議要件について、原則として、独立株主、並びに当該決議を行う公開会社、その取締役、コミサリス、支配株主及び重要株主（20%以上の株式を有する株主）と関連性を有しない株主（総称して「非関連株主」）の総議決権の2分の1を超える出席及び賛成が必要とされることとなりました。

Client Alert

た（出席した独立株主及び非関連株主の総議決権の2分の1を超える賛成ではなく、独立株主及び非関連株主全体の議決権数が基準とされていることに留意）。

上記のとおり、公開会社における第三者割当増資の定足数及び決議要件について、新規則によって比較法的にも厳しい定足数・決議要件が課されているといえます。インドネシアの上場会社は、創業家による株式保有割合が高い傾向にあるといわれていますので、本規則が上場会社における第三者割当増資の実務に与える影響は大きいように思われます。今後の実務動向にも注視する必要があります。

パートナー 竹内 哲

☎ +65-6593-9755 (シンガポール)

✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

アソシエイト 井上 諒一

☎ 03-6213-8104

✉ ryoichi.inoue@mhm-global.com

14. 新興国（アフリカ）：アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）設立協定の発効

2019年5月30日、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA：The African Continental Free Trade Area）設立協定（「AfCFTA協定」）が発効しました。AfCFTA協定は、アフリカ連合（AU）が掲げるアジェンダ2063（2063年までにアフリカ大陸を「未来のグローバル大国」に育て上げることを目的としたアジェンダ）における重要なプロジェクトの一環として、アフリカ大陸内での商品・サービスの統一的な市場を構築すること等を目的とするもので、2018年3月21日開催のAU臨時首脳会合において加盟国44ヶ国により署名されたものです。その後、AfCFTA協定は加盟国55ヶ国中52ヶ国によって署名され、協定発効要件である22ヶ国による批准・寄託がなされたことにより、2019年5月30日の発効に至ったものです。AfCFTAはAU加盟国55ヶ国すべてが参加した場合には、世界貿易機構（WTO）発足以来世界最大の自由貿易圏となり、その市場規模はGDPにして2.5兆ドル以上、人口にすると12億人にのぼることとなります。

具体的な施策として、AfCFTAにおいては、まず、2024年までに加盟国で製造された商品の90%について関税を撤廃し、残り10%の商品についても、2029年までに段階的に撤廃することを目指しております。アフリカでは、これまで域内の関税等を背景として、EUやASEANに比べて域内貿易の割合の低さが指摘されてきましたが、国連アフリカ経済委員会によれば、AfCFTAによってアフリカ大陸内の貿易額は2022年までに現行水準から52%増加することが期待されているとのことでした。

AfCFTAの本格的な運用開始については2019年7月開催予定のAU臨時首脳会議において協議される予定です。今後は、AfCFTA協定の第2フェーズとして、投資、知的財産権及び競争法政策に関連する交渉も開始される予定で、将来的には域内での人の移動の自由も目指されています。

Client Alert

日系企業のアフリカ市場への関心の高まりは日本でも顕著であり、2019年8月には日本政府が主導する第7回アフリカ開発会議(TICAD7)が横浜で開催予定です。AfCFTAは、アフリカ最大の人口・経済規模を有するナイジェリアが国内経済への影響を理由として未加盟である等今後解決すべき問題もあるものの、アフリカ大陸の統一市場の創設に向けた大きな前進であり、投資先としての魅力をより増大させるものとして、今後の動向が注目されます。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

カウンセラー 佐藤 貴哉

☎ 03-6266-8543

✉ takaya.sato@mhm-global.com

アソシエイト 桑原 周太郎

☎ 03-6213-8151

✉ shutaro.kuwabara@mhm-global.com

アソシエイト 山崎 友莉子

☎ 03-5223-7793

✉ yuriko.yamazaki@mhm-global.com

アソシエイト 筑井 翔太

☎ 03-6212-8394

✉ shota.tsukui@mhm-global.com

Client Alert

15. 国際訴訟・仲裁：韓国における投資仲裁の最新動向

近年、韓国について、投資協定に基づく投資協定仲裁案件が生じており、いくつかの案件が既に係属中であることに加え、追加の案件が提起される可能性があります。

一番目の案件は、ルクセンブルクと韓国との間の二国間投資協定に基づいて、投資紛争解決国際センター（ICSID）に提起された案件（Lone Star case）です。この案件は、投資家が数十億ドルの賠償を求めて2012年に提起され、2016年にヒアリングが開催されていますが、いまだに結論が出ておりません。最近、当該投資家が韓国の銀行に対して提起した関連するICC仲裁については、当該投資家の請求を棄却する結論が出されており、ICSIDの案件についても近いうちに結論が出るものと予想されています。

2018年夏には、米国の投資家2者が米韓自由貿易協定に基づいて、韓国に対する仲裁を提起しています。これは前大統領政権が特定の企業の合併を推進したことにより損害を被ったとするもので、数億ドル規模の損害賠償が請求されています。

また、同様に2018年夏、イランと韓国の二国間投資協定に基づき、イラン国籍の個人から提起された投資仲裁案件において、韓国の損害賠償を認める決定がされたと報じられています。実現しなかったM&A案件に関連して、韓国の帰責性が認められたものです。韓国は、英国の裁判所に仲裁判断の取消を求めており、それについてはいまだ結論が出ていません。

この他にもいくつかの案件が係属中であり、また、スマートシティ・プロジェクトの失敗に関する数十億ドル規模のICSID案件等、追加の案件が提起される可能性も報じられています。

日本は、韓国との間で、公正衡平待遇や差別禁止の実質的保障や、ICSIDにおける仲裁の条項といった投資家の全般的な保護を内容とする二国間投資協定を締結しており、日本の投資家は韓国への投資について、強力な保護を受けています。また、日本の投資家は、日中韓投資協定によっても同様の保護を受けています。昨今の韓国に関する投資仲裁案件の動向は、特に韓国国家又は国家関連企業が関与する案件において、韓国に投資する際や、それが失敗した場合に、韓国に対する投資家は投資協定による保護を常に念頭に置く必要があることを再確認するものであり、今後も注視する必要があります。

パートナー 横田 真一郎

☎ 03-6212-8365

✉ shinichiro.yokota@mhm-global.com

ニューヨーク州弁護士 Daniel Allen

☎ 03-6266-8527

✉ daniel.allen@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『内部通報制度をめぐる最新動向と実務上の対応～内部通報制度認証、公益通報者保護法改正、グローバル内部通報制度を踏まえ～』

開催日時 2019年7月8日(月) 13:30～16:30

講師 山内 洋嗣、大川 信太郎

主催 株式会社経営調査研究会
- セミナー 『Trade Secret Protection – Legislation, Practice, and Enforcement』

開催日時 2019年7月10日(水) 9:00～17:00

講師 岡田 淳

主催 Ministry of Justice, Intellectual Property Office, Ministry of Economic Affairs, The Bureau of Foreign Trade, Ministry of Economic Affairs, Taiwan Association for Trade Secret Protection, Taiwan Technology Law Institute, NCTU Institute of Technology Law
- セミナー 『RID セミナー 徹底解説 大量保有報告制度の理論と実務』

開催日時 2019年7月12日(金) 13:30～16:30

講師 根本 敏光

主催 宝印刷グループ / 株式会社ディスクロージャー & IR 総合研究所
- セミナー 『REIT・不動産ファンドや宅建業者等のための民法改正対応の総まとめ』

開催日時 2019年7月12日(金) 14:00～17:00

講師 青山 大樹

主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『ビジネスと人権(国際法研究者・実務家勉強会企画)』

開催日時 2019年7月14日(日)

講師 梅津 英明

主催 アジア国際法学会日本協会
- セミナー 『IAPP Asia Privacy Forum 2019』

開催日時 2019年7月16日(火) 15:00～16:00

講師 岡田 淳

主催 IAPP (The International Association of Privacy Professionals)

Client Alert

- セミナー 『海外 PE ファンドへの投資に関して投資家が理解しておくべき法務上の留意点』
開催日時 2019年7月16日(火) 13:30~16:30
講師 安部 健介、下瀬 伸彦
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『大量保有報告制度の法的知識と実務上の留意点～基礎概念から変更報告書の提出の要否の判断基準、報告書作成要領、取引類型・保有形態別の留意点まで徹底解説～』
開催日時 2019年7月17日(水) 9:30~12:30
講師 根本 敏光
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『上場会社の M&A に関する最新の留意点～M&A アクティビズム、「公正な M&A の在り方に関する指針」を中心に～』
開催日時 2019年7月17日(水) 14:00~17:00
講師 松下 憲
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『いよいよ本格化 洋上風力発電プロジェクトの最新実務～新法への対応、送電系統、契約交渉、ファイナンスの横断的見地から～』
開催日時 2019年7月17日(水) 14:00~17:00
講師 村上 祐亮、市村 拓斗
主催 株式会社新社会システム総合研究所

- セミナー 『株主代表訴訟、役員責任追及訴訟の最新動向～企業不祥事の予防・対応を視野に入れる～』
開催日時 2019年7月19日(金) 14:00~16:30
講師 太子堂 厚子
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『ハラスメントの基礎～「ハラスメントをしてはいけません」から一歩前へ～』
開催日時 2019年7月19日(金) 13:30~16:30
講師 山内 洋嗣、村田 昇洋
主催 株式会社経営調査研究会

Client Alert

- セミナー 『会社役員の処遇～会社・役員間をめぐる契約関係の基本と実務～』
 開催日時 2019年7月22日(月) 13:30～16:30
 講師 石井 裕介
 主催 株式会社商事法務
- セミナー 『ゲノム・遺伝子ビジネスの法的諸問題～ゲノム医療、遺伝子検査から、ゲノム編集まで～』
 開催日時 2019年8月5日(月) 13:30～16:30
 講師 吉田 和央
 主催 株式会社セミナーインフォ

文献情報

<http://www.mhmiapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『講座 現代の契約法 各論1』(2019年6月刊)
 出版社 株式会社 青林書院
 著者 内田 貴(編集代表)、堀 天子(共著)
- 本 『機関投資家の議決権行使方針及び結果の分析〔2019年版〕』
 (2019年6月刊)
 出版社 株式会社商事法務
 著者 澤口 実、松下 憲、飯島 隆博、兼松 勇樹、保坂 泰貴、
 南田 航太郎、片野 泰世、山岡 孝太、芳川 雄磨
- 本 『講座 現代の契約法 各論3』(2019年7月刊)
 出版社 株式会社 青林書院
 著者 内田 貴(編集代表)、横山 経通(共著)
- 論文 「中国最新法律事情(231)中国の不正競争防止法、商標法及び行政許可法の改正」
 掲載誌 国際商事法務 Vol.47 No.6
 著者 鈴木 幹太、高 玉婷
- 論文 「[NAFTA]強光沢紙に対する相殺関税に係る二国間パネル審査～In the matter of Supercalendered Paper from Canada～」
 掲載誌 国際商事法務 Vol.47 No.6
 著者 高宮 雄介

Client Alert

- 論文 「<コーポレート・ガバナンス報告書の分析>改訂 CG コードに基づく開示 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮、経営戦略や経営計画の策定・公表」
掲載誌 資料版商事法務 422号
著者 奥山 健志、立入 寛之
- 論文 「個人情報保護法の3年ごと見直しに向けた検討状況」
掲載誌 金融法務事情 2115号
著者 北山 昇
- 論文 「具体的な開示例が示され、利便性が向上 経産省『「攻めの経営」を促す役員報酬』改訂の概要」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.19 No.7
著者 酒井 真、石井 裕介、小山 浩
- 論文 「優越的地位の濫用に関する最初の課徴金納付命令にかかる審決 山陽マルナカ事件公取委審決」
掲載誌 ジュリスト No.1533
著者 高宮 雄介
- 論文 「募集型企画旅行業者の手配債務の内容」
掲載誌 別冊ジュリスト 商法判例百選 243号
著者 野村 修也
- 論文 「日本企業の GDPR 対応～適用開始1年を経て～」
掲載誌 月刊監査役 No.696
著者 田中 浩之
- 論文 「イベント法務 集中講座(1)チケット転売問題」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019年6月号
著者 佐々木 奏
- 論文 「事例で学ぶ個人情報保護法の最新実務 第1回 個人情報の利用目的、個人情報の取得」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019年7月号
著者 田中 浩之、北山 昇

Client Alert

- 論文 「実務解説 個人データの取扱いの委託と共同利用の最新実務
～ガイドラインおよびQ&A改訂内容の実務上の意義も踏まえて～」
掲載誌 Business Law Journal 2019年8月号
著者 田中 浩之、北山 昇
- 論文 「【中国法務セミナー 】「外商投資法」の実効性 外資保護はどこ
まで本気か」
掲載誌 金融財政ビジネス 第10825号
著者 射手矢 好雄
- 論文 「顧客本位の創意工夫を当局との対話にぶつけよ - 第2特集 金融
検査マニュアル廃止後に求められる金融実務とは? -」
掲載誌 REGULATIONS June 2019 vol.17
著者 江平 享
- 論文 「組織再編成の検討の実務(1) - 税務担当者やアドバイザーが知って
おくべきポイントと心構え」
掲載誌 週刊 T&A master No.789
著者 栗原 宏幸
- 論文 「組織再編成の検討の実務(2) - 税務担当者やアドバイザーが知って
おくべきポイントと心構え」
掲載誌 週刊 T&A master No.790
著者 栗原 宏幸
- 論文 「多様化する事業承継手法の全体像」
掲載誌 税経通信 Vol.74 No.7
著者 小山 浩、間所 光洋
- 論文 「弁護士が精選! 重要労働判例 - 第203回 Y社(定年退職社員を雇用
する「継匠社員制度」選択要件の合理性)事件」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 澤 和樹

Client Alert

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Corporate Recovery & Insolvency 2019 - Japan Chapter」
- 掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Corporate Recovery & Insolvency 2019
- 著者 浅井 大輔、片桐 大（共著）

- 論文 「The Financial Technology Law Review Second Edition - Japan Chapter」
- 掲載誌 The Financial Technology Law Review Second Edition
- 著者 岡田 淳、堀 天子、飯島 隆博

- 論文 「The Legal 500: Litigation 2nd Edition Country Comparative Guide - Japan Chapter」
- 掲載誌 The In-House Lawyer
- 著者 大野 志保、金丸 祐子、桑原 周太郎、田中 遼太郎

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- Financial Times 誌によるアジア太平洋に本拠地を有する法律事務所のランキングにおいて 10 位に選ばれるとともに、新しい市場や資本への接近に関して高い評価を得ました。

Financial Times 誌は、2019 年 5 月 3 日に、6 年目となる Asia-Pacific Innovative Lawyers Report を発表し、当事務所は、アジア太平洋に本拠地を有する上位 25 法律事務所のランキング（FT Most Innovative Law Firms 2019(Asia-Pacific Headquartered)）において 10 位を獲得しました。なお、日本の法律事務所では当事務所のみが 6 年連続で当該ランキングのトップ 10 に選ばれています。

このレポートでは、当事務所のキャピタル・マーケットのチームが過去 6 年間にわたりライツ・オフリングの発展に貢献してきたことについて、高い評価を受けています。

加えて、当事務所は FinTech に係る 3 つの案件で高く評価されました。その 3 案件とは、既存企業とスタートアップとの間でのデータ共有を試行する MHM Lab の設立、マネックスによるコインチェックの買収、そしてタイにおける Kasikorn Line Company 設立のための LINE Financial Asia Corporation Limited と Kbank とのジョイントベンチャーです。

- ALB Japan Law Awards 2019 にて受賞しました
- トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB(Asian Legal Business)による ALB Japan Law Awards 2019 において、当事務所は以下の 6 つのカテゴリーで受賞しました。

Client Alert

Firm Categories

- Banking and Financial Services Law Firm of the Year
- Japan Intellectual Property Law Firm of the Year
- Tax and Trusts Law Firm of the Year

Deal Categories

- Equity Market Deal of the Year
 - Global IPO by SoftBank Corp
- M&A Deal of the Year (Midsize)
 - Baring Private Equity Asia's Acquisition of Pioneer Corporation
- Technology, Media and Telecommunications Deal of the Year
 - Global IPO by SoftBank Corp

➤ [ALB IP Rankings 2019 において高い評価を得ました](#)

Asian Legal Business (ALB) 2019年5月号のIP Rankings 2019において、当事務所はJapan DomesticのPatents部門およびCopyright/Trademarks部門において高い評価(Tier 1)を得ました。

➤ [Asialaw Regional Awards 2019 にて受賞しました](#)

Asialaw主催のAsialaw Regional Awards 2019の授賞式が2019年5月30日に香港で行われ、当事務所はClient Service Award: JapanとImpact Deal of the Year (SoftBank TSE IPO)を受賞しました。

➤ [グエン・ヴァン・アイン 弁護士が入所しました](#)

➤ [ロビン・ナドラ 弁護士が入所しました](#)

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com